

# 第5期志免町障がい福祉計画

## 第1期志免町障がい児福祉計画

平成30年3月

志 免 町

この計画では、人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記し、法律や条例等で規定されている用語や医学的な専門用語等は「障害」と漢字で表記しています。



# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

## 第2章 障がい者等の現状

1 人口動態	3
2 身体障がい者の状況	4
3 知的障がい者の状況	7
4 精神障がい者の状況	8
5 難病患者の状況	10
6 障がい児の就学の状況	11
7 障がい者の雇用の状況	12

## 第3章 平成32年度の目標値

ア 福祉施設入所者の地域生活への移行	13
イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
ウ 地域生活支援拠点等の整備	14
エ 福祉施設から一般就労への移行	14
オ 障がい児支援の提供体制の整備等	15

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの事業量見込み	17
ア 訪問系サービス	17
イ 日中活動系サービス	19
ウ 居住系サービス	21
エ 相談支援	22
2 障害児通所支援サービス等の事業量見込み	23
3 地域生活支援事業の事業量見込み	25

## 第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	28
2 計画の進捗管理	28

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害保健福祉施策は、障がい者及び障がい児が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、これまで制度が整備されてきました。

平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、市町村に対して障害福祉計画の作成が義務付けられ、志免町ではこれまで4期にわたって障害福祉計画を策定し、「第4期志免町障がい福祉計画」は、平成29年度で計画期間の終了を迎えます。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」。）が平成30年度から施行されることにより、市町村に「障害福祉計画」とともに「障害児福祉計画」の作成が義務付けられ、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制を整備し、これらの円滑な実施を確保するための仕組みが導入されました。改正法では、障がい者の望む地域生活を支援するため、施設入所支援や共同生活援助を利用していただ方を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」が新たなサービスとして整備されます。また、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」も新たに整備され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応する体制づくりが求められています。

本計画は、国から示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」。）及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するサービス基盤整備等にかかる平成32年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るため、「第5期志免町障がい福祉計画」及び「第1期志免町障がい児福祉計画」として策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

志免町では、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画を「志免町障がい者プラン」とし、障害者総合支援法第 88 条に定める市町村障害福祉計画を「志免町障がい福祉計画」として一体的に策定しています。

「志免町障がい者プラン」は、町における障がい者に関連する施策や事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がい者を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

「志免町障がい福祉計画」は、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の必要な量の見込みやその提供体制の確保等について定めた、3 年を 1 期とする短期の計画です。

また、今回から児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画として、障害児福祉サービスの見込量等について定めた「志免町障がい児福祉計画」を「志免町障がい福祉計画」と一体のものとして策定します。

なお、本計画は、上位計画である「第 5 次志免町総合計画」や「志免町地域福祉計画」をはじめとして、高齢者、児童、健康分野における町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図ります。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>●志免町障がい者プラン</b> （障害者基本法第 11 条第 3 項） 障がい者のための施策に関する基本的な計画					
<b>●第 4 期志免町障がい福祉計画</b> (障害者総合支援法第 88 条) 数値目標と障害福祉サービスの見込量			<b>●第 5 期志免町障がい福祉計画</b> (障害者総合支援法)		
			<b>●第 1 期志免町障がい児福祉計画</b> (児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項)		

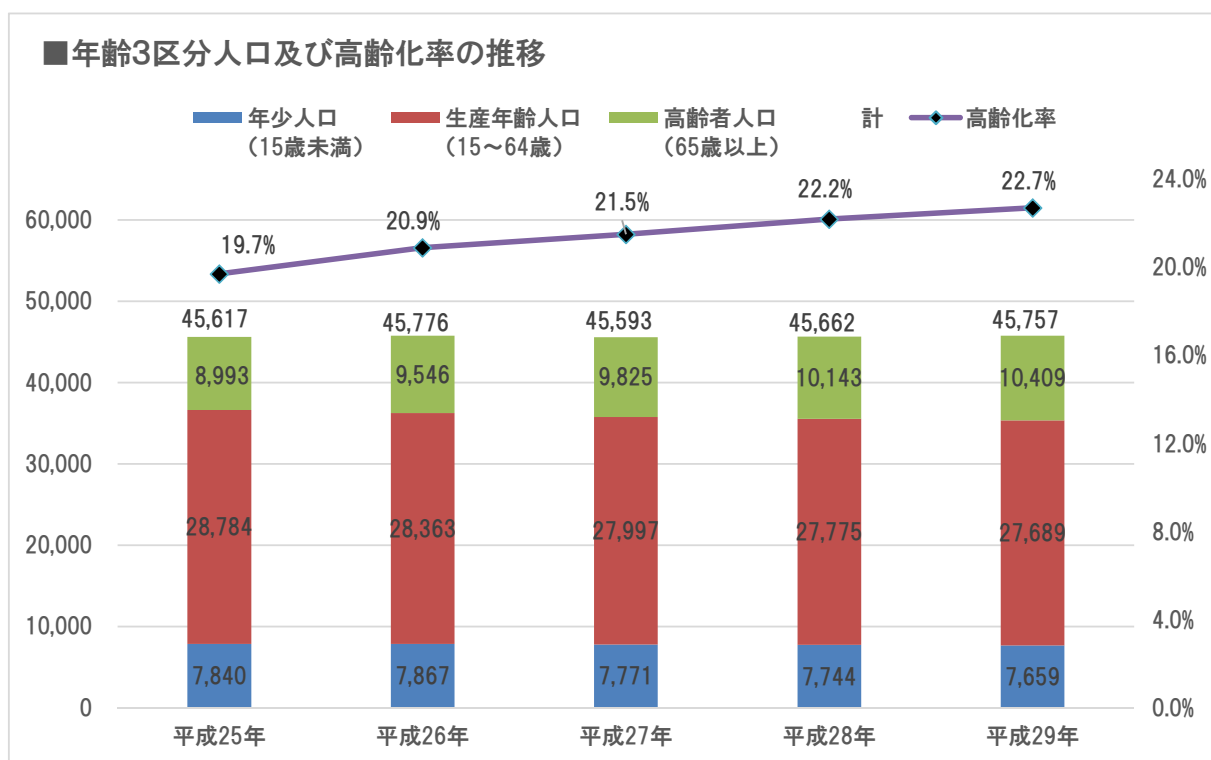
※ 平成 31 年 5 月 1 日から新元号となることが決定していますが、それ以降の計画期間についても、国の基本指針と同様に「平成」の表記を使用しています。

## 第2章 障がい者等の現状

### 1 人口動態

本町の総人口は、平成29年10月1日現在45,757人で、平成25年からは増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

また、年齢3区分別人口の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成26年から一貫して減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も、この5年間で3.0%上昇し、22.7%となっています。



(各年10月1日現在)

資料：住民基本台帳

## 2 身体障がい者の状況

### 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成 29 年 3 月末現在 1,607 人で、うち 65 歳以上の高齢者が 1,157 人で全体の 72.0%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が 904 人（56.3%）と最も多く、次いで内部障害が 451 人（28.1%）となっています。また、重度障がい者（1、2 級）は 774 人で、全体の 48.2%を占めています。

〔身体障害者手帳所持者数〕

（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	18 歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18～64 歳	12	3	2	0	4	0	21
	65 歳以上	24	28	2	6	7	7	74
	合計	37	31	4	6	11	7	96
聴覚・平衡機能障害	18 歳未満	0	1	1	0	0	1	3
	18～64 歳	6	12	2	2	0	11	33
	65 歳以上	10	16	9	15	0	47	97
	合計	16	29	12	17	0	59	133
音声・言語障害	18 歳未満	0	0	1	0	0	0	1
	18～64 歳	0	0	2	5	0	0	7
	65 歳以上	0	1	9	5	0	0	15
	合計	0	1	12	10	0	0	23
肢体不自由	18 歳未満	11	4	0	0	0	0	15
	18～64 歳	57	56	36	51	34	27	261
	65 歳以上	92	115	114	201	71	35	628
	合計	160	175	150	252	105	62	904
内部障害	18 歳未満	5	0	2	3	0	0	10
	18～64 歳	69	2	10	17	0	0	98
	65 歳以上	246	3	26	68	0	0	343
	合計	320	5	38	88	0	0	451
合計	18 歳未満	17	5	4	3	0	1	30
	18～64 歳	144	73	52	75	38	38	420
	65 歳以上	372	163	160	295	78	89	1,157
	合計	533	241	216	373	116	128	1,607

※平成 29 年 3 月末現在

## 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 26 年度まで増加したものの、それ以降は減少傾向となっています。等級別に見ると、1 級、5 級、6 級はこの 5 年間増加を続けています。

〔等級別身体障害者手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	488	501	511	529	533
2 級	268	270	273	248	241
3 級	242	241	235	232	216
4 級	362	381	376	375	373
5 級	104	106	108	114	116
6 級	117	118	122	125	128
合計	1,581	1,617	1,625	1,623	1,607

※各年度末現在

## 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に推移を見ると、「視覚障害」は減少していますが「内部障害」は増加を続けています。

〔障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

障がい種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障害	114	111	108	99	96
聴覚・平衡機能障害	133	131	138	132	133
音声・言語障害	22	26	26	24	23
肢体不自由	901	919	923	927	904
内部障害	411	430	430	441	451
合計	1,581	1,617	1,625	1,623	1,607

※各年度末現在



## 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に推移を見ると、65歳以上の所持者数が増加傾向にあります。

〔年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	31	30	32	31	30
18～64 歳	482	454	438	432	420
65 歳以上	1,068	1,133	1,155	1,160	1,157
合計	1,581	1,617	1,625	1,623	1,607
総人口に占める 割合 (%)	3.47	3.55	3.56	3.56	3.52

※各年度末現在

### 3 知的障がい者の状況

#### 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 338 人で、年々増加を続けています。

障がい程度別に見ると、重度の A 判定が 138 人、軽度の B 判定が 200 人となっており、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、A 判定は 11.3%増、B 判定は 29.0%増となっています。

〔障がい程度別療育手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A 判定	124	125	126	131	138
B 判定	155	165	178	193	200
合計	279	290	304	324	338

※各年度末現在

#### 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に療育手帳所持者数を見ると、いずれの階層においても増加しています。

〔年齢階層別療育手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	73	74	76	85	90
18～64 歳	190	199	209	220	227
65 歳以上	16	17	19	19	21
合計	279	290	304	324	338
総人口に占める割合 (%)	0.61	0.64	0.67	0.71	0.74

※各年度末現在

## 4 精神障がい者の状況

### 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 269 人で、平成 24 年度以降一貫して増加を続けています。

障がいの等級別に見ると 2 級が最も多く、平成 28 年度で見ると全体の 58.7%を占めています。

〔等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	19	17	19	20	20
2 級	127	127	147	158	158
3 級	74	81	91	86	91
合計	220	225	257	264	269

※各年度末現在

### 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢階層別に精神障害者保健福祉手帳所持者数を見ると、いずれの階層においても増加しています。

〔年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	—	9	14	15	20
18~64 歳	—	181	194	202	208
65 歳以上	—	35	49	47	48
合計	220	225	257	264	269
総人口に占める割合 (%)	0.48	0.49	0.56	0.58	0.59

※各年度末現在

## 自立支援医療（精神）利用者数の推移

自立支援医療（精神）利用者数は、平成 28 年度末現在 557 人で、年々増加を続けています。

〔自立支援医療（精神）利用者数の推移〕

（単位：人）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	453	471	490	541	557

※各年度末現在

## 5 難病患者の状況

特定疾患医療受給者証交付件数の推移は、以下のとおりで、年々増加しています。

〔疾患別特定疾患医療受給者証交付件数〕

疾患 No.	疾患群	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	球脊髄性筋萎縮症			1	1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	6	5	5	6	6
3	進行性核上性麻痺			2	2	2
4	パーキンソン病	46	41	42	46	49
5	大脳皮質基底核変性症			2	1	1
6	ハンチントン病				1	1
7	重症筋無力症	11	11	12	10	10
8	多発性硬化症／視神経脊髄炎	7	7	8	8	9
9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	1	2	2	3
10	多系統萎縮症	9	9	9	9	9
11	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	6	7	6	7	6
12	ライソゾーム病		1			
13	ミトコンドリア病	1	1		1	1
14	もやもや病	7	6	7	9	9
15	HTLV-1 関連脊髄症				1	1
16	全身性アミロイドーシス		1	1	1	1
17	神経線維腫症	4	3	3	3	3
18	天疱瘡	2	2	2	2	2
19	膿疱性乾癬（汎発型）	2	3	3	2	2
20	高安動脈炎（大動脈炎症候群）	2	2	2	2	1
21	結節性多発動脈炎（結節性動脈周囲炎）	1	1	1	1	
22	顕微鏡的多発血管炎				1	2
23	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症				1	1
24	バーシャー病（ビュルガー病）	2	2	2	1	1
25	全身性エリテマトーデス	26	26	26	27	28
26	皮膚筋炎／多発性筋炎	21	23	10	8	7
27	全身性強皮症			13	14	11
28	混合性結合組織病	4	6	7	6	7
29	パーチェット病	5	5	5	7	8
30	特発性拡張型心筋症	7	7	8	9	11
31	肥大型心筋症	1	2	1		
32	再生不良性貧血	1	1	1	1	1
33	自己免疫性溶血性貧血					1
34	発作性夜間ヘモグロビン尿症				1	
35	特発性血小板減少性紫斑病	2	4	6	5	6
36	多発性嚢胞腎					2
37	黄色靱帯骨化症				2	2
38	後縦靱帯骨化症	28	28	23	19	20
39	広範椎管狭窄症	3	3	3	2	2
40	特発性大腿骨頭壊死症	10	11	8	7	6
41	クッシング病					1
42	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症			2	2	2
43	下垂体前葉機能低下症	2	6	2	2	2
44	サルコイドーシス	5	7	5	7	7
45	特発性間質性肺炎	1	1	4	3	3
46	肺動脈性肺高血圧症	1	1		1	1
47	リンパ脈管筋腫症				1	1
48	網膜色素変性症	10	11	9	8	6
49	原発性胆汁性肝硬変	11	10	7	7	8
50	自己免疫性肝炎				1	1
51	クローン病	12	13	16	18	16
52	潰瘍性大腸炎	52	52	53	50	51
53	慢性特発性偽性腸閉塞症			2	1	1
54	先天性ミオパチー					1
55	筋シストロフィー				1	1
56	前頭側頭葉変性症					1
57	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）					1
58	ウィルソン病				1	1
59	一次性ネフローゼ症候群				1	1
60	クリッペル・トレノネ・ウェーバー症候群					1
	合計	309	320	321	330	340

※各年度末現在

## 6 障がい児の就学の状況

### 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

〔特別支援学校への就学状況〕

学校名	所在地	志免町からの就学者数（人）			
		小学部	中学部	高等部	計
福岡県立古賀特別支援学校	古賀市	11	10	10	31
福岡県立太宰府特別支援学校	太宰府市	5	5	10	20
福岡県立福岡特別支援学校	新宮町	4	1	0	5
福岡県立福岡聴覚特別支援学校	福岡市	1	0		1
特別支援学校「北九州高等学園」	中間市			2	2
特別支援学校「福岡高等学園」	筑紫野市			4	4
合計		21	16	26	63

※平成 29 年 5 月 1 日現在

### 町内の特別支援学級の状況

町内の特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

〔特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移〕

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
知的障害	小学校	学級数	9	10	9	10	14
		児童数	53	58	59	63	84
	中学校	学級数	2	2	2	2	3
		生徒数	11	13	14	13	14
情緒障害	小学校	学級数	5	5	7	8	8
		児童数	28	30	45	46	61
	中学校	学級数	2	2	2	2	2
		生徒数	10	10	9	11	10

※各年度 5 月 1 日現在

## 7 障がい者の雇用の状況

### 企業等の障がい者の雇用状況

平成 29 年 6 月 1 日現在、福岡労働局管内の民間企業及び公的機関の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、障がい者雇用率達成企業の割合は、全体の 52.1%となっています。

〔企業（機関）別の障がい者雇用状況（福岡労働局管内）〕

区分	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業（機関）数	達成割合 (%)
民間企業	784,740.0	15,432.0	1.97	1,823/3,502	52.1
都道府県の機関	8,663.5	297.0	3.43	2/2	100.0
市町村の機関	38,489.5	948.5	2.46	75/78	96.2

※平成 29 年 6 月 1 日現在

※民間企業の法定雇用率は 2.0%、その他の法定雇用率は 2.3%

※障がい者数について、重度障がい者は 1 人を 2 人としてダブルカウントを行い、重度以外の障がい者及び精神障がいの短時間（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）労働者は 1 人を 0.5 人として集計

※平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加され、民間企業の法定雇用率は 2.2%、その他の法定雇用率は 2.5%に引き上げられます

### 町の行政機関における障がい者の雇用状況

平成 29 年 6 月 1 日現在、志免町役場の障がい者雇用率は 2.82%で、法定雇用率（2.3%）を上回っています。

〔志免町役場の障がい者雇用状況〕

職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
213 人	213 人	6 人	2.82%	2.3%

※平成 29 年 6 月 1 日現在

## 第3章 平成32年度の目標値

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国・県の基本指針に準じ、平成29年度までの目標を設定しました。本計画では、これまでの実績と本町の実状を踏まえ、国の指針において障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として示された5つの項目について、新たに平成32年度末までの目標を設定します。

### ア 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、平成25年度末の施設入所者数41人のうち、平成26年度から平成29年度末までに地域生活に移行する者の累計数値目標を5人としていました。平成28年度末までの地域生活移行者数は2人で、目標値に対する達成率は40%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者の9%以上となる4人を地域生活へ移行することを目標とします。

実績	平成28年度末の施設入所者数	41人
	平成28年度末までの地域生活移行者数	2人
目標	平成32年度末の施設入所者数	40人
	平成30～32年度末までの削減数	1人
	平成30～32年度末までの地域生活移行者数	4人

### イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

目標	平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
----	---------------------------------



## ウ 地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。前計画に引き続き、今後も障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の整備について検討をすすめます。

### 目 標

平成 32 年度末までに地域生活支援拠点を整備

## エ 福祉施設から一般就労への移行

前計画では、平成 29 年度の年間一般就労移行者数を 4 人と設定しており、平成 28 年度に一般就労に移行した障がい者数は 9 人となっています。本計画では、平成 32 年度に一般就労に移行する障がい者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上である 14 人と設定し、障がい者の就労支援に努めます。

就労移行支援事業については、平成 29 年度末利用者数を 20 人としており、平成 28 年度末利用者数は 20 人で、ほぼ目標どおりの利用状況となっています。本計画では、平成 32 年度の利用者数を平成 28 年度実績から 2 割以上の増加となる 24 人と設定し、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した支援をすすめます。

実 績	平成 28 年度の年間一般就労移行者数	9 人
	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	20 人
目 標	平成 32 年度の年間一般就労移行者数	14 人
	平成 32 年度の就労移行支援事業利用者数	24 人

## 才 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

地域における支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保など、障がい児支援の提供体制について、次のとおり目標を定めます。

目 標	児童発達支援センターを1か所設置
	保育所等訪問支援事業所を1か所確保
	平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1か所確保
	平成32年度末までに、医療的ケア児の支援に関し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置



# 第4章 障害福祉サービス等の見込量

- (注) この章における表中の数値について
- 平成 27 年度、28 年度は、各年度 3 月末の実績値
  - 平成 29 年度は、7 月から 9 月（障害児通所支援サービスは 7 月から 10 月）の平均値
  - 平成 30 年度以降は各年度 3 月末の見込値を記載しています。

## 1 障害福祉サービスの事業量見込み

障害者総合支援法を根拠とする障がい者を対象とした障害福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の大きく 4 つに分けられます。第 4 期計画期間中のサービス利用実績を踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度までのサービス事業量を見込みました。

### ア 訪問系サービス

訪問系サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

#### 訪問系サービスの内容

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常時介護が必要な方にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行います
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に、危険を回避するための援護や外出移動時の介護を行います
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対して居宅介護など複数のサービスを包括的に行います

訪問系サービスの見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問系サービスの 合計	利用者数 （人）	57	65	68	78	84	90
	利用時間 （時間）	1,461	1,531	1,255	1,650	1,770	1,890

（内訳）

居宅介護	利用者数 （人）	50	54	57	62	66	70
	利用時間 （時間）	1,208	1,280	1,133	1,240	1,320	1,400
重度訪問介護	利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用時間 （時間）	0	0	0	90	90	90
同行援護	利用者数 （人）	7	11	9	13	15	17
	利用時間 （時間）	253	251	122	260	300	340
行動援護	利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用時間 （時間）	0	0	0	30	30	30
重度障害者等 包括支援	利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1
	利用時間 （時間）	0	0	0	30	30	30

（数値は1か月当たり）

## イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスの「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

### 日中活動系サービスの内容

サービスの種類	内 容
生活介護	常時介護が必要な方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労移行支援	就労を希望し、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識および能力を習得するための訓練を行います
就労継続支援A型	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識および能力を習得するための訓練を行います
就労継続支援B型	年齢や体力の面で一般企業に雇用されることや就労継続支援A型を利用することが困難な方、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった方、50歳に達している方などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整など課題解決に向けて必要となる支援を行います
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います
短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により施設へ短期間の入所を必要とする障がい者に対して、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います

日中活動系サービスの見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	利用者数 （人）	67	73	74	78	82	86
	利用日数 （日）	1,459	1,568	1,535	1,560	1,640	1,720
自立訓練 （機能訓練）	利用者数 （人）	4	2	1	3	3	3
	利用日数 （日）	42	19	10	45	45	45
自立訓練 （生活訓練）	利用者数 （人）	7	8	11	11	11	11
	利用日数 （日）	109	142	187	220	220	220
就労移行支援	利用者数 （人）	32	20	21	22	23	24
	利用日数 （日）	590	376	381	440	460	480
就労継続支援A型	利用者数 （人）	27	31	33	36	40	45
	利用日数 （日）	498	666	660	720	800	900
就労継続支援B型	利用者数 （人）	46	53	53	57	61	66
	利用日数 （日）	914	1,056	1,008	1,140	1,220	1,320
就労定着支援	利用者数 （人）	—	—	—	1	1	1
療養介護	利用者数 （人）	12	13	13	14	15	16
福祉型短期入所	利用者数 （人）	8	10	11	13	15	18
	利用日数 （日）	57	110	86	91	105	126
医療型短期入所	利用者数 （人）	2	1	2	2	2	2
	利用日数 （日）	3	4	9	14	14	14

（数値は1か月当たり）

## ウ 居住系サービス

居住系サービスの「自立生活援助」「施設入所支援」「共同生活援助」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

### 居住系サービスの内容

サービスの種類	内 容
自立生活援助	施設等を利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問により生活面の課題や体調変化などについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
施設入所支援	自立訓練または就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な方、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な方または生活介護の対象となっている方に対して夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います

### 居住系サービスの見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助	利用者数 (人)	—	—	—	1	1	1
共同生活援助	利用者数 (人)	52	56	57	60	62	65
施設入所支援	利用者数 (人)	42	41	41	41	41	40

(数値は1か月当たり)



## エ 相談支援

相談支援の「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

### 相談支援の内容

サービスの種類	内 容
計画相談支援	障がい者またはその保護者が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの必要な支援を行います

### 相談支援の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	利用者数 （人）	266	262	275	286	298	310
地域移行支援	利用者数 （人）	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

（数値は1年当たり）

## 2 障害児通所支援サービス等の事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、「障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）」と「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に分かれており、このうち町では「障害児通所支援」を実施します。平成30年度からは「居宅訪問型児童発達支援」が新たなサービスとして整備されることとなりました。

第4期計画期間中のサービス利用実績を踏まえた平成30年度から平成32年度までの事業量見込みは、以下のとおりです。

### 障害児通所支援サービス等の内容

サービスの種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います
医療型 児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対し児童発達支援および治療を行います
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等により、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい児等で児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します

障害児通所支援サービス等の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	利用者数 （人）	79	79	55	60	62	64
	利用日数 （日）	202	204	185	240	248	256
医療型 児童発達支援	利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0
	利用日数 （日）	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数 （人）	71	94	113	130	145	155
	利用日数 （日）	804	1,345	1,468	1,690	1,885	2,015
保育所等訪問支援	利用者数 （人）	18	39	48	50	55	60
	利用日数 （日）	18	64	95	100	110	120
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 （人）	—	—	—	1	1	1
障害児相談支援	利用者数 （人）	167	197	199	210	222	234
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）					0	0	1

（数値は1か月当たり（障害児相談支援は1年当たり））

障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

区 分	受入れ実績 （平成28年度）	定量的な目標（見込み）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	39	40	43	45
認定こども園	3	5	5	5
地域型保育事業	0	1	1	1
届出保育施設	2	2	2	2
放課後児童健全育成事業	14	16	18	20

（数値は1年当たり）

### 3 地域生活支援事業の事業量見込み

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

第4期計画期間中のサービス利用実績を踏まえた平成30年度から平成32年度までの事業量見込みは、以下のとおりです。

#### 地域生活支援事業の内容

サービスの種類	内 容
相談支援事業	障がい者の総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行います
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、制度の利用を支援します
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能の障がいのある方に対し、手話通訳者を派遣し、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行います
日常生活用具給付事業	障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がい者の社会参加や余暇支援を促進するため、外出時の移動を支援します
地域活動支援センター	障がい者に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います
訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者の居宅を訪問し、入浴車にて入浴介護を行います
日中一時支援事業	日中一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、施設において生活介助、見守り等を行います
自動車運転免許取得助成事業	障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します
自動車改造助成事業	身体障がい者の自立した生活及び社会活動への参加を促進するため、自ら所有し運転する自動車の改造費用の一部を助成します

相談支援事業等の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
相談支援事業	実施箇所 （箇所）	4	4	4	4	4	4
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 （人/年）	0	0	0	1	1	1

意思疎通支援事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣事業	利用件数 （件/年）	205	321	162	161	165	165
手話通訳者設置事業	設置人数 （人/年）	1	1	1	1	1	1

日常生活用具給付事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具	件数 （件/年）	3	6	2	6	6	6
自立生活支援用具	件数 （件/年）	6	8	5	8	8	8
在宅療養等支援用具	件数 （件/年）	7	12	3	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件数 （件/年）	8	8	4	8	8	8
排泄管理支援用具	件数 （件/年）	315	333	400	420	435	450
住宅改修費	件数 （件/年）	3	1	2	3	3	3

手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成研修	修了見込者 数（人/年）	7	5	5	5	5	5
手話奉仕員登録者	登録者数 （人/年）	0	0	0	0	0	1

移動支援事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	利用者数 （人/月）	55	55	57	62	63	64
	利用時間 （時間）	4,132	4,602	4,927	5,047	5,071	5,095

地域活動支援センターの見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センター	利用者数 （人/月）	87	79	86	90	90	90
	設置箇所 （箇所）	4	4	4	4	4	4

地域生活支援事業（任意事業）の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問入浴サービス	利用者数 （人/年）	2	3	2	2	2	2
日中一時支援事業	利用者数 （人/年）	16	13	14	15	15	15
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 （人/年）	3	1	2	2	2	2

# 第5章 計画の推進体制

## 1 関係機関等との連携

障がい者・障がい児に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、障がい者・障がい児の保護者や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、地域・町内会、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

加えて、「糟屋中南部障害者（児）地域自立支援協議会」と連携しながら、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取組みを検討していくとともに、従事する職員の確保と質の向上につながる取組みを進めていきます。

## 2 計画の進捗管理

数値目標及びサービス見込量については、1年に1回その実績を把握し、必要に応じて「志免町障害者計画及び障害福祉計画運営審議会」において、計画の変更等について審議します。